

平成30年2月19日

フロン排出抑制法への対応状況について

大阪府 環境農林水産部
循環型社会推進室 産業廃棄物指導課

フロン排出抑制法の各主体の責務

○ エアコン等の所有者

機器の点検を行う等、**適正に管理**
機器廃棄時等にフロン類を登録業者に引渡し

● 国

エアコン等の適正管理等の義務について、
所有者に対して普及啓発、適切な指導助言等

● 都道府県

所有者が、適正な管理を行うよう、立入指導
フロン類の充填、回収を行う業者の登録、指導

法に基づく所有者(機器管理者)の義務等

- ① 全ての業務用機器に、簡易点検(3か月に1回以上の頻度)・記録簿への記載が義務付け
- ② 圧縮機が7.5kW(10馬力)以上の第一種特定製品は、専門家による定期点検(1年又は3年に1回以上)が必要
- ③ 会社全体で、1,000 CO₂-t 以上、フロン類を追加充填した場合は、国に報告が必要
- ④ 第一種特定製品にフロン類を充填する場合、第一種フロン類充填回収業者の登録が必要
- ⑤ 第一種特定製品へのフロン類の充填は修理後

まずは、業務用冷蔵冷凍機・業務用エアコンの

所在

冷媒の種類

圧縮機能力

を把握

法に基づく所有者(機器管理者)の義務等(廃棄時等)

- ① 第一種フロン類充填回収業者(充填回収業者)へのフロン類の引渡し(その際の必要な費用負担)
- ② フロンの引渡しの際に回収依頼書(委託確認書)を充填回収業者等に交付
- ③ 回収依頼書(委託確認書)の写し、充填回収業者から交付される引取証明書(写し)を3年間保存

○機器(第一種特定製品)が設置されている建物の解体工事を発注する場合、解体工事の元請業者から、機器の有無について、書面(事前確認書)で説明を受けてください。

機器管理者における対応状況(概要)①

- ◆ 大規模事業所を中心に立入検査を実施
- ◆ 27年度、28年度に比べ29年度は記録簿の整備や、簡易点検の実施が進んでいることが見受けられる

◎ 法律の周知がある程度進展しているものと思われる。

しかしながら、充填回収業者等のヒアリングでは、取り組んでいない事業者も多く存在すること

機器管理者における対応状況(概要)②

立入検査で確認された例

- 対象機器の把握が不十分

冷蔵冷凍機器は把握しているが、空調機は把握していない

空調機の点検はしているが、研究で使用している冷蔵冷凍機器は点検していない

- 簡易点検の頻度が半年に1回

- 定期点検を認識していたが、未実施

⇒ エアコン(圧縮機の定格出力が7.5kW~50kWの機器)については、
本年3月末までに少なくとも1回定期点検を実施する必要あり

- 算定漏えい量を把握する体制が整備されていなかった

機器管理者における対応状況(概要)③

立入検査で確認された例(廃棄時等)

- 機器更新の際、既設機器のフロン引渡しにおいて行程管理票が使われていた(委託確認書を交付)が、記載されていた充填回収業者は府の登録がなされていなかった。
- 建物の解体工事において、元請業者から第一種特定製品の設置の有無に関する説明を受けておらず、フロン引渡し(フロン回収)にあたって行程管理票が使われていなかった。

**第一種特定製品について
適正に管理ができているかが重要！**

**機器廃棄時（建物の解体工事を発注する際）には
登録業者にフロン回収を依頼**